

# 景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針

## 広告物等の表示及び設置に関する方針

- (1) 自然景観と調和した広告物等の誘導  
鉄道沿線に広がる豊かな自然景観を損なわないよう、自然と調和した広告物等の誘導を図ります。
- (2) 景観に配慮したまちづくりの推進  
沿線に形成されている市街地において、景観に配慮した広告物等の誘導を図ります。

## 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区 分		基 準
共 通 基 準		1 積極的に自然景観との調和を図るものとする。 2 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。 3 広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、光源色は白色系を用いるものとする。
個 別 基 準	建築物等に表示し、又は設置する広告物等 自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等	1 建築物等との調和を図り、自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。 2 建築物等から独立する広告物等とのデザイン的な統一を図るよう努める。 3 屋上に設置しないものとする（ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）を除く。）。
	建築物等から独立した広告物等	1 自己の氏名、名称及び商標を簡潔に表示する。 2 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の個数とする。 3 建築物等に表示し、又は設置する広告物等とのデザイン的な統一に努める。 4 できる限り集合化に努める。 5 広告物を設置する高さは5m以内とする（ただし、市街化区域を除く。）。
道 標 ・ 案 内 図 板		1 自然景観の眺望を妨げない位置に設置するよう努める。 2 案内機能を高めるため、デザイン的な統一に努める。また、適切な配置を行うものとする。

### 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものをいい、はり紙、立て看板、広告塔はもちろん建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画なども屋外広告物にあたります。また、内容が営利的なものかは問わず、設置されている場所が自己の敷地であっても該当します。

### 禁止地域とは

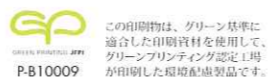
禁止地域は、原則として、屋外広告物を設置できない地域です。ただし、自家用広告物や道標・案内図板等は許可を受けることにより設置することができます。

### 景観保全型広告整備地区とは

良好な景観を保全するための広告物の整備が特に必要と認められる区域を千葉県屋外広告物条例に基づき地区指定し、景観に配慮した広告物の設置基準を定めるものです。

### 【問い合わせ先】

- 千葉県県土整備部公園緑地課 Tel : 043-223-3279 Fax : 043-222-6447
- 成田市都市部公園緑地課 Tel : 0476-20-1562 Fax : 0476-22-4493
- 印西市都市建設部都市計画課 Tel : 0476-42-5111 Fax : 0476-42-0028



## 成田新高速鉄道沿線

# 屋外広告物規制の概要



成田空港と都心を結ぶ成田新高速鉄道の沿線は、田園、里山等の自然に恵まれた地域です。この地域の良好な景観を維持し、豊かな自然と調和した屋外広告物の設置を図るため、千葉県屋外広告物条例に基づき、沿線地域に「禁止地域」及び「景観保全型広告整備地区」を指定しました。

なお、規制は平成22年2月1日から施行されます。

千 葉 県

平成21年12月